

# 日本社会教育史

古代 I

永守良治

## 目次

日本社会教育史　古代 I

一　社会教育の意味	一五八
二　古代の官僚政治と社会教育	一五九
三　律令制の仏教	一六三
四　行基を中心とした社会教育	一六五
五　むすび	一七一

# 一、社会教育の意味

民は依らしむべし、知らしむべからずと民衆の自覚を怖れ、之を啓蒙することを敢えてやらなかつた古来專制君主制官僚主義の東洋諸国には、眞の意味の社会教育は成立しなかつた。その意味は近代市民社会成立の基盤がなければ、近代的な民衆の発生はなく、民衆の発生のないところ、眞の意味の社会教育も成立しないというのである。(1)さらに戦後一部の社会教育学者は、新しい意味の社会教育は、民衆が民衆自身を民衆自身のために教育する民衆の自由な主体的活動であるとしている。これに対しては鋭い批判もあるようである。即ち社会運動と社会教育は区別さるべきで、社会教育は、民衆の社会運動のもつ教育面での欠陥を、運動体自身が是正せざるをえなくなるよう民衆自身を形成させていくという独自の役割をもつべきであるというので、まことにその通りである。

(2)ギリシヤの古代デモクラシー、共和制、中世からルネッサンスにかけて、自由都市、共和制の発達を経験し、ついで近代市民共和革命を実現した欧米と異り、日本においては近代的民衆の発生は遅れていた。

歐米と歴史的發展を異にしている日本においては、近代国家成立の諸条件に影響され、近代的民衆の成立はきわめて歪曲された形で成立している。

明治五年に石川県が出した五箇条御誓文ならびに御高札御定書三箇条といふものがある。御誓文は近代国家成立の際の 기본方針を示すものであるが、これを見ると、明治政府が民衆の為に御誓文を

やさしく解説したもので、その最後の部分に、右先生仰出され候御誓文と御定書は更始御政体の大基本に候處、末々に至り、文字疎ぎ者御趣旨を汲違ひ候ては動もすれば、罪なき罪を負うものも有んが為に、更に和解して之を布達する。日々夜々に拝読して心得違なき様に致すべきこと、とかいてある。この一例にも見られるように、日本の近代国家の成立に当つても民衆教育の主導権は、官僚の手に握られ、はじめから官府的民衆教化という性格を強くおびており、歐米のそれのようにブルジョアジーは全然民衆教育のない手となつていない。しかも明治初期において、政府は一応民衆の啓蒙に努力し、自由、平等、権利、人格という風な近代的社会の諸原理も文明開化の声とともに移入し、しばらくは近代化的先頭にも立つた。しかし後進資本主義国家として、先進資本主義国家の包囲下にあつた当時の日本にとって、國家の独立は至上命令であり、その確立のための富国強兵策は、政府をして長い時間をかけて下からもり上る民主主義的民衆を育成する余裕をもたせず、一方的政策によつてその方向に民衆を驅り立てさせた。そして欧米において数百年にわたつて成立した自由とか人権とか自然法とか思想に裏付けられた民衆の運動は危険視され、強圧されて発展することができなかつた。

殊に日本のブルジョアジーは明治初年以来わゆる御用商人として、封建的藩閥勢力や軍閥と抱合癡着していたので、自由な市民社会を形成することができず、しかも日本の資本主義がその立遅れを軍事的エキスペансジョンを以つて取返さんとし、また世界市場の競争においてその半封建的地盤から生れる低賃銀にものをいわせ下層労働者の血肉を以つて利潤をあげんとした。しかもその利潤を以つて更に軍事的膨脹の支柱としようとしたので、日本の労働条件はき

わめて劣悪となり、したがって労働運動はきわめてラデカルにならざるを得なかつた。そこで日本のブルジョアジーは半封建的藩閥軍閥の勢力を打倒して自由な近代的市民社会をつくるべき自己の使命を放棄して、むしろこれらの半封建的勢力と妥協して、自己の脚下を脅かそうとする第三勢力を徹底的な軍事警察的な権力で弾圧せざるを得なかつた。

この状況下において日本の民衆の社会運動はきわめて早熟であるとともにラデカルで非合法的にならざるを得ない理由があつた。したがつて日本の民衆は、第一次大戦後に労働学校運動、自由大衆運動などの教育的運動を自ら生み出したが絶えざる上からの猛烈な弾圧によって、その母胎たる労働者農民運動自体をその芽のうちにみとられるしまつで、(3)民衆による民衆のための民衆教育という民衆教育の主体性をもつことができなかつた。そして民衆教育の主導権は常々官僚の手ににぎられ、むしろ国家の政策に順応する一方的社會教育となつてしまつた。それは現存社会の矛盾に対決し、その根本的の解決に導くための民衆教育であるより、むしろ慈惠的、思想善導的、改良主義的、民衆教化的社会教育であつたといえよう。

戦後の社會教育論の中心的課題は、民衆の自發的自主的學習運動をいかにして盛んにするかという問題であり、そして民衆の自己教育運動がいかに芽生えつゝあるかが指摘されているだけで、現実にはむしろ國家権力による民衆教化即社会教育という教育觀が強く復活しつゝあるのが現状であるまい。

このように考えるとひとくちに社会教育といつても、その成立の事情および歴史的発展の過程は、国により時代によつていぢりしく変つており、常に一定の歴史的情勢と連関して、その時々の課題と役割が規定される。(4)ヨーロッパにおいても十九世紀末から二十

世紀にかけての帝国主義的矛盾が増大するとともに對外的には帝国主義戦争に備え、対内的には階級対立を押さえようとする国家権力が、教育を国家的統制のもとにおかんとし、積極的な民衆教化の展開、すなわち市民的啓蒙から国民陶冶へ転換をなし、正則の学校教育の独自の領域としての成人教育の成立といふみちすじをたどつたように、或は政策宣伝のためのもの、労働階級の知的改善の運動、アメリカの米化運動、職業再教育等々、その国々の自然的人文的条件や国家社会の課題、歴史的發展の段階にしたがつて、社会教育の理念、内容形態、方法など必しも一致しない状態にある。

したがつて、こゝに取扱わんとする古代の社会教育という概念は、必しも十九世紀以後、近代学校教育制度に相対応する民衆教育運動としての社会教育ではない。

すなわち、家庭教育、学校教育を除く一切の組織的な教育活動、とくに学校教育の課程として行われるものを受け、個人的社會的な教育の必要に関する自覺に立つて展開される自發的な組織的學習活動と、このような學習活動を助長する意図をもつて行われる教育的配慮のすべてをさすというような今日的な社会教育ではない。(5)むしろ近代国家成立以後においてさえも、日本特質になつてゐる官府的民衆教化という色彩の強い社会教育の歴史的源流ともいるべきものを、その時代時代の歴史的情勢と関連して考え、もつて現代の日本の社会教育の歴史的背景と性格を明らかにしたいと思うのである。

## 二、古代の官僚政治と社会教育

古代国家の統治の基本法である大宝律令の一千余条にのぼる条目には、特に社会教育のための設備制度は考えられていないが、それでは古代国家は社会教育の意識がなかったかといえば決してそうではない。

先ずその官吏服務規程ともいべき<sup>(6)</sup>職員令に、太政大臣の資格として、一人（天子）に師範として四海に儀形たり、邦を經し道を論じ、陰陽をしよう理し、其人無ければ則ち嗣けよ、と記してある。

即最高官吏の職務は天子の師範として天下の模範となるべき人物で、国事を經營し、公道を論じ、陰陽の道をも和げ理める有徳人でなければならぬ、そういう高徳人がなければ嗣いて置かないといふので、ここに最高の官吏たるべき姿がさだめられている。

元来中国の統治觀念の根本は徳治主義である。治者は教養高い賢者であり、被治者は無知な愚民であるという意識に立っている。

したがつて、官吏の選任の規定を見ると、その銓衡の基準は、<sup>(7)</sup>先づ徳行を尽せ、徳行同じくば、才用高からん人を取れ、才用同じくば労効多からん人を取れ、とあり、先ず道德性の高い人物が最高の条件である。<sup>(8)</sup>またその昇進の規定に、第一の条件は、徳義聞ゆることある者で、以下清廉潔白なる者、公平無私な者、事務に勤勉な者という順序であげられている。

殊に地方にあって直接人民に接して、その教化に当るべき地方官の任務はもつともその教化主義を發揮している。<sup>(9)</sup>即ち人民の善行を貢舉し或は人民の非行を糾察し礼教を正し、農耕を勧めるなど教化の中心的存在であり、古代国家の法令の特色をもつともよくあらわしている。彼等は單なる行政官や司法官ではなく、身を以つて人民にその徳行を以つてのぞみ、善を勧め惡を懲らす社会教育官の役割をもつていたのである。

若し当代の地方官が、この律令の精神のあるところを正しく生かして、行政を行えば、古代国家の人民は專制政治の下においても必ずしも苛政に呻吟するという悲惨なものではなく、ことに律令に加えて時に臨んで出される詔勅格式のごとき、常に民意のあるところを尊重し、民情の実態を察して、頒布され、人民に対してはそれ程苛酷なものでなく、むしろ儒教的コーマニズムに満ちたるものであった。

それにもかかわらず、現実の政治は全く、律令、詔勅、格式の精神に反する苛政に苦しめられている一つの理由は、律令の官吏登用法は表面的には徳行、才用によるとはいへ、事実は氏姓の尊卑によつたもので、<sup>(10)</sup>三位以上の高級官吏は勿論のこと、五位以上の官吏も主として臣連、伴造等旧貴族の子孫によつて独占され、所謂平民出身のものが立身しても、せいぜい從五位下程度のものであつた。

元來大化改新の解決をせまられた課題は、氏姓制度にかわる中央集権制度の確立であり、唐文明の急速な輸入であつて、これらの課題は、何等人民の力をかる必要もなく、支持を必要とする事柄でもない。人民自身がその革新のない手として参加したのではなく、氏姓階級から出た官僚が、その主たるにない手として進行したので、律令の合理主義に対し伝統的氏姓制の圧力が強かつたのである。そして高級官吏の子孫は蔭位の制によつて自らその後継者となり得るようになつてゐた。

したがつて律令による教育制度は、人民を対象としたものでなく、ほとんどの官吏養成の機関にすぎなかつたのは、社会教化は治者階級の教養を通じてのみ行われるものとの考からであつた。律令制による大学の入学資格は五位以上の子孫および、東西史部の子十三以上十六以下の聰明なもので、その外に六位、七位、八位の

同年令の子弟も願い出れば許された。すなはち原則的には、奏任官以上の者の子弟と、氏姓制度以来の学問の家柄である帰化人の子弟が、入学することを許され、判任官の子弟は特例として許された。庶民には開放されることなく、限定された階級的なものであった。たゞ国学は郡司子弟が入学し、その上余裕あるとき、庶民の入学も許された。そして、国学を修了したもので、願うものは大学入学も許されたので、この道によつてのみ、庶民も大学入学の通路が開かれていたのであるが、この道を通つて大学に入学した者があつたという事実は見ることはできない。

大学生は所定の課程を終了すると大学内部の試験を受け、合格して官途につかんとするものは太政官に呈送され、式部省で国家試験が行われる。<sup>(12)</sup> その科目は秀才、明經、進士、明法の四科で秀才の試験は方略策二条を課したので、例えは「何故に周代に聖多く、殷の時賢少きか」という間に答える文章をつくつた。明法は律令十条を出し、全通を甲、八以上に通ずるを乙、七以下を不第とした。そして国家試験を通過したものは成績の程度によつて正八位以下の位に敍せられ、その位に相当する官位を授けられ、官吏になり得たのである。

しかし高級官吏の子弟は、困難な大学の課程をことさら修了しなくとも、選敍令に規定された特権によつて、官吏に進出の優先権が認められていたので、一部進歩的なものでない限り大学入学を好まなかつたようである。たゞ下級官吏の子弟は才能本位である学校に集つてきた。

このような整然たる学制が果して、どの程度実施されたかは問題があるにしても、中央集権制度において、儒教的教養を官吏に徹底するためにも、その実施に努力したようである。

その点政府はできる限り高級官吏の子弟の入学を奨励していたようであるが、現実には窮乏子弟のみが集つたと見え、<sup>(13)</sup> 好学の者ありと雖も志を遂げるに堪えず、として優秀なもの十人以下五人を選んで夏冬の服及び食料を与えている。<sup>(14)</sup> 天平宝字元年八月大学寮に三十町の田をおいて、一般的の学生にも衣食を資給したようであるが、さらに平安時代に入り、桓武天皇の政治が儒教主義的色彩が強くなると、大学卒業者をさらに優遇し、<sup>(15)</sup> 延暦十三年越前の水田一百二十町余を加えて、一百三十余町を勧学田として学生に資給し、之を保護している。それとともに特権をたのんで入学しない高級官吏の子弟を入学させるために苦心している。

奈良時代を通して、地方人民にもつとも接触する地方官の実態についてその社会教化的状態を見ると、律令の理念とする徳治主義を去ること遠いものがある。律令が如何に立派に整備され詔勅、格式がいかに人民の利益を考えて下されても、それが人民に周知徹底されなければ全く意味がない。律令が制定されたとき、之を<sup>(16)</sup> 天下諸国に頒布し、<sup>(17)</sup> 官吏に対しては、しばしば講習の機会を与え、地方にも<sup>(18)</sup> 明法博士を派遣して講習させ、僧尼などには別に<sup>(19)</sup> 僧尼令を説かしめるなど律令の趣旨の徹底に努力している。太政官符などの類も之を交通の要路にぼう示して、人民に告知せしめるようになつており、特に人民に關係深いものについては、<sup>(20)</sup> 詔勅も郷から里長坊長をして部内を巡廻して、百姓に悉く宣示して、よく理解させることになつていている。しかしそれが果してどの程度に実行されたかは問題で、<sup>(21)</sup> 和銅四年七月朔の詔に「律令を張り設くること年月（約十一年）已に久し、然れどもわざかに一二を行ひて悉く行う能わず、と諸司の怠慢を責め、翌和銅五年五月十七日には、制法以来年月淹

十年で容易に消化されていないことがうががわれる。殊に地方官の如き、<sup>(22)</sup>天平十六年九月二十七日の勅に、「凡そこのごろ聞くに、諸国郡の官人等、法令を行わず、宜しく卷中に置いて、憲章を畏るゝことなく、ほいまゝに利潤を求め公民歳ごと弊し、私門日に増す」とある如く全く法令を行う意欲もない状態で、これではいかに法典が整備され詔勅、格式が人民に有利に下されても、その運営に問題がある。此の点政府も考慮して、巡察使を<sup>(23)</sup>和銅五年五月十七日、毎年巡邏して、その監督を厳重にしたがその巡察使自体が、「此年より以来任する所の使人訪察精しからず黜陟濫なることあり、吏民是に由つて未だ風化を肅まず」とあるように巡察使そのものも必ずしも十分その使命を果し得なかつたようである。

その意味において社会教育官としての地方官は全く徳治主義の政治における有資格者とはいへなかつた。百姓救済のため、<sup>(24)</sup>大税三年賑貸すると、国司郡司里長等が、自分らが之を借用する。或は詔して条章を奉遵する僅かに一兩人有り、しかれども或は人虚事を以て声撃を求め、或は人公家を背いて私業に向い、これに因つて此年国内弊揚して、「百姓困乏す」と、また<sup>(25)</sup>天平宝字五年八月一日勅して、「頃七道巡察使の奏狀を見るに曾つて一国の守も政を領して公平に合うことを無し、ひそかに思うに貪濁の多くして、清白の吏少し、朕聞く、授くること賢哲に非るときは万事咸く邪なり、任するに其材を得るときは、千務悉く理ると、止<sup>(26)</sup>国司の如き、一色親しく管して百姓其れに藉れり、風俗を奨め導いて、黎民を字い撫で、特に須らく精しく簡んで、必ず職に称うべし。其れ家に居て孝無く、國に在りて忠無く、利を見て非を行い、財に臨んで恥を忘る、上に交りて礼に違ひ下に接して陥ること多し、政を施して仁あらず、民の為に苦酷す、邊要に差し遣すときは詐つて病重しと称し、勢官に

任じ使うときは競つて自择せんと欲す、教義を聞くに匪ず、典章に率うこと難し、意を措き心を属すること唯だ利是れ視る。巧に憲章を弄して漸く皇化を汚す、此の如きの流、風を傷り俗を乱せり、周公之才有りと雖も朕観るに足らざるなり、自今已後、更に亦任する事莫れ、田園に還し却けて、耕作を勤めしめよ。」と非常にはげしい言を以つて非難されている。これによつて国司の使命が如何に教化を重要視しているかが全文に満ちてゐるとともに、いかに国司が社会教育官として不適任であつたかが、はつきりと示されている。周公の才ありといえどもみるに足らずとは、いかにもはげしい言葉である。

たゞ曉天の星の如くではあるが、奈良時代を通じて唯一人称讃されている国司がある。

<sup>(26)</sup>それは筑後国司、下道君首名である。首名は少より律令を治めて吏職を曉習す、和銅の末出で筑後の守となり、肥後国を兼ね治む、人に生業を勧め、制条をつくり耕営を教う、頃畠ごとに菓菜を樹えしむ、下雞豚に及ぶまで、皆章程あつて曲に事宜を尽せり、既にして時案行して、如し教に遵わざる者あれば隨つて勘當を加う、始は老少ひそかに之を怨み罵る。其実を收るに及んで悦服せざる莫し、一两年の間國中之に化す、又は池を興し築いて以つて溉灌を広む、肥後の味生の池及筑後往々のは池皆是なり。是に由つて人其利を蒙つて今に温給することとは皆首名の力なり、故に吏事を言う者は咸に以て称首となす、率するに及んで百姓之を祠ると、この後<sup>(27)</sup>承和二年彼の孫廣持が当道朝臣の姓が与えられた時の文中に、和銅年中肥後守正五位下道君首名治迹芦ゆるあり、永く遺愛を存するとあり、さらに<sup>(28)</sup>貞觀七年十一月二日彼に從四位下が追贈され、首名は是れ良吏なりと記されている。その後世までの影響力の大きかつたこと

がうかがわれる。教養豊かな人物であったことは、懷風藻に彼の漢詩も擲ばれていることでもうかがわれる。<sup>(29)</sup>

以上の如く、社会教化の中心たる地方官がこのような状態で、律令下の人民は、文字の上では律令格式詔勅等によって徳治主義に基づく適切な教化が行われる筈であったが、これを周知徹底させることは技術的にも困難であったが、官僚もまた、それを行う熱意なく、むしろ意識的にやらなかつたと考えられる。

そういう放棄された人民の中に入りこんで、生活にうちのめされ、官僚からも棄てられていた人々に布教し灌漑の方法を教え、開墾を行わせ、民間人としてのすぐれた社会教育を行つた者が、行基を中心とする宗教的集団であった。

### 三、律令制の仏教

大化の改革の精神的支柱は儒教に代表される支那思想であり、仏教はむしろ「如法に釈教を修行せよ」というにとどまり、前代の氏姓的貴族と仏教との私的な結び付に対し国家的統制を加えようとする方針があらわれている。そこには改新後における新しい社会秩序の基本的精神を仏教におき、僧侶の社会教化を通じて、それを徹底しようとする傾向は見出しができない。

たゞ天武天皇になると、「使を四方の国に遣して金光明經を説かしむ」とか、「一切經をもとめしむ」とかいう記事があらわれ、ことに天武十四年三月壬申の条に、「諸国毎家仏舎を作つて乃ち仏像及經を置き、以て礼拝供養せよ」と詔が出ている。この諸国

毎家が本居宣長の「民の家々まで持仏堂といふ物をかまへて仏をまつる事はこれよりやはじまりけん」という風に、民家每と解すべきか、或は諸国の國府と解して、後の國分寺の起原と結びつけるかは、<sup>(30)</sup>学者の論義の分れるところであるが、家永氏は之を解して天武天皇の、国民の家毎に仏舎を設けしめんとせられる熱烈な三宝興隆の精神を見るべきで、天下の民家毎に仏舎を作ることの可能性の有無を以つて解釈すべき問題でないと断定している。天皇の熱意はまさにその通りであつたろうと思われるが、仏舎の建立の現実は、貴族階級ですら、仏殿経藏を作ることさえ容易でなかつたことはあきらかである。

天武天皇の仏教に対する熱意は国民教化の基本思想を儒家法家から次第に仏教精神に傾斜してきたことにうかがわれる。その詔の中に「群臣百寮及び天下の人民惡を作莫れ、若し犯す者あらば、事のままに罪せん」という諸惡莫作の言葉があり、あるいは、「近日暴く悪しき者多く巷里に在りと、これ則ち王卿等の過なり、或は暴惡者と聞いて煩しとして忍んで治せば、或は惡人を見ておこたりてかくして正さず、それ見聞にしたがい、糺弾せば豈暴惡あらんや、これを以つて自今以後煩いおこることなく、上は下の過を責め、下は上の暴を諫めば乃ち國家治らむ」という聖德太子の精神を継承するような詔が出ており、壬申の乱の功臣の死に臨んでは、「汝恵尺私に背きて公に向い不措身命」と憲法十七條の文句や法華經の句を以つて賞揚するなど至るところにその精神がうかがわれる。また、<sup>(31)</sup>諸國に詔して漁獵者に制限を加え、或いは、牛馬犬猿鷹の肉を食うことを禁じ、放生を行わしめるなど仏戒を法令化しているところにもよく仏教精神によつて教化しようとする傾向があらわれている。

次の持統天皇も天武の皇后として、地方における仏教の普及に

力をそよぎ、<sup>(39)</sup> 或は金光明經一百部を諸国に送置して、毎年正月上玄の日に当つて必ず読み、その布施は当國の官物を以つて充てられ、仏事はこゝに地方の公の年の年中行事として確立され、あるいは、<sup>(40)</sup> 越の蝦夷の沙門道信に仏像や灌頂幡等を与え、陸奥の沙門自得に金剛薬師仏、觀世音菩薩、香爐などを授け、さらに積極的に<sup>(41)</sup> 大宰率に詔して、沙門を太隅と河多とに遣して、仏教を伝うべきことを命ずるなど、東北、北陸、西南の辺境に至るまで仏教の普及を図つてゐる。

このように仏教は中央より地方へと広範に及び、仏教による教化主義の方針も確立しつゝあると考えられたに拘らず、文武天皇の大宝律令においては、僧尼並に寺院に対する国家的統制はすこぶる嚴重であり、特に僧尼の行業に対する取締規定のみ多く、僧尼が積極的に社会的活動をなさうるような条項は全くといっていい程ない。<sup>(42)</sup> 僧尼令において、僧侶が經濟的に独立することは否認められ、更に政治の得失を論ずるような言説が禁止されている。これは僧侶の行業にとつて本質的なものでないから、別として、宗教的活動まではとんど全面的に禁止されていることは、まことに異様に感じられる。

凡そ僧尼吉凶を卜相し、及び小道巫術にて病を療する者は、皆還俗せしめよ、其仏法に依りて呪を持し、疾を救うものは、禁する限りにあらず。

凡そ僧尼、寺院に在るに非ずして、別に道場を立て、衆を聚めて

教化し、並びに妄に罪福を説き、及び長宿を歴撃する者は、皆還俗せしめよ、国郡の官司、知りて禁止せざる者は、律によりて罪を科せよ、其乞食する者あらば、三綱連署して、国郡の司を経、精進練行を勘知して判許せよ、京内は仍ち玄蕃を経て知れ、並びに須く午前に鉢を捧げて告げ乞ふべく、此に因りて更に余物を乞うことを得ざらしむべし。

凡そ僧尼、禪行修道有りて、意に寂靜を樂い、俗に交らずして、山居を求めて服餌せんと欲する者は、三綱連署して、京に在る者は僧綱衣著を経、外に在る者は、三綱国郡を経て、実を勘し、並びに録して官に申して判下せよ、山居の隸ける所の国郡は、毎に山に在るを知り、別に他處に向うことを得ざらしめよ。

凡そ僧尼等俗人をして、其の經像を付し、歷門教化せしむる者は百日苦使せよ、其俗人は律に依りて論ぜよ。

凡そ僧尼、焚身捨身することを得ざれ、若し違えらむ、及び所由の者は並びに律に依りて科せよ。

という風に、僧侶の人民に対する布教が全面的に禁止され、僧侶は所定の寺院をはなれて別に道場を建て、衆を聚めて教化もできなし、妄に罪福を説いてはならないと規定しており、乞食も簡単にできない。修行のため、俗界をはなれて山林に独居して、寂靜をねどうのものも、それが事実かどうか、調査の上複雑な手続きを経てようやく許可される。

俗人に経像を付して歷門教化するといふことも許されず、僧侶と人民との接觸に対して、行き過ぎではないかと思われる程、警戒的である、何故にこれ程僧尼の行動を束縛しなければならなかつたのであろうか、天武、持統朝の仏教による教化政策はここに根本的に変つたのであろうか。

僧尼令は唐の道僧格を基にして編まれ、その内容は多分に小乘律的思想内容を具体的に同化しているといわれているが、律令制定當時、このような禁止事項に相当する具体的な事実が仏教界に存在していたため、こんな嚴重な統制令が出たのか、あるいはこの大宝律令定期に当つて、大化の仏教統制の方針が、自ら復活してきたものであるのか、あるいは僧侶の社会的布教活動は俗界の人民との接觸面

において、何か警戒すべき問題点をもつてゐるのであるか、簡単な結論を下し難い問題である。次にこの点について考察をして見よう。

## 四、行基を中心とした社会教育

(43) 養老元年四月二十三日詔して曰く、職を置き、能を任ずるは愚民を教え導く所以、法を設け制を立つるは其奸非を禁斷するに由れり。頃者百姓法律に乖き違いて、恣に其情に任せて髪を剪りひんをぶりやすく道服を著る、貌榮門に似て情に奸盜を挾み、詐偽生する所以、姦冗斯れより起る一なり。

凡そ僧尼は寺家に寂居して、教を受け道を伝う。令に准ずるに云く乞食の者有らば三綱連署して午前鉢を捧して告げ乞え、此に因つて更に余物を乞うを得されと、方今小僧行基並に弟子等街衢に零匁ざな、而りに罪福を説き、朋党を合構し、指臂を焚剝して、歴門仮説、強いて余物を乞い、詐つて聖道を称し百姓を妖惑す、道俗擾乱して四民業を棄つ、進んで邪教に違ひ、退いて法令を犯す一なり、

僧尼は仏道に依り神呪を持して以つて病徒を救い湯薬を施して痼病を療すること令において之を聽す、方今僧尼<sup>ゆゑく</sup>病人の家に向ひ、詐つて幻術の情を躰り戻つて巫術を執り、逆じめ吉凶を占い毫縛を恐脅し、稍に求むる者有らむことを致す、道俗別無く終に奸乱を生ず三なり。如し重病に心に救うべき有らば淨行者を請じ、僧綱に経告し、三綱連署して期日に赴かしめよ。茲に因つて逗留して日を延ふることを得ざれ。實に主司嚴断を加えざるに由つて、此弊有るを致せり、自今以後更に然るを得ざれ。村里に布告して、勤めて禁止を加えよ。

以上の長い引用文を要約すると、  
一は恣に髪をそつて資格のない私度の僧になるものがある。

二は自由に乞食したり布教活動をするものがある。その布教内容、方法もいけない。

三はたやすく病人の家に向ひ、巫術による治療を行つたりする。  
という三項目に分けることができる。

これはこのごろとか、方今とかいう文字を使用してあるので、比較的近い時期に起つた事実であるようであるが、むしろ「職を置き、能を任ずるは愚民を教え導く所以、法を設け制を立つるは、其奸非を禁斷するに由れり」とあるように、從来默認されていたような事実が、律令ができたので却つて新に取締の対象になつたのではない。かと考えられるところがある。(44) 学者の中には、第一条の如き、全く僧尼令の禁止事項を単に綴り合せて、でき上つてゐるような点があり、具体性に欠けていることなどから考へ、彼等の行為に対する一般的警戒の域を脱しないのではないかと考える人もある。

しかしこれには取締らざるを得ない客観的理由も存在していた。  
その一は即ち私度僧の増加である。

(45) 令制では僧侶は得度とともに課役が免除されるので、課役を忌避する百姓はしきりに得度を求めたが、之を得ることが容易でなかつたので、不正手段によつて、他人の名を冒し、(46) 或いは死者の名を冒して僧となる者多く、(47) 神亀元年調査時、帳簿と現花員との間に一千一百二十二人のズレができる。しかしそれ以上に困つた問題は恣に剃髪して僧侶になる私度の僧で、これらの僧侶の増加は國家財政の上における減収となる大きな問題であった。これら私度僧の供給源は百姓であった。

平城造都は膨大な百姓の労働力を徴集して、相当長期にわたつた

ので百姓は課役過重に苦しみ、その上水旱疫病などによって零落し、班田を捨てゝ郷里を逃亡し、この流人の問題は当時の大きな社会問題であったが、その浪人の一部は貴族、官僚、社寺の山野を開墾する労働力を提供した。<sup>(45)</sup> 一部は盜賊化し、次第に集團化して社会不安の原因となっていた。さらにこの私度僧の増加が、同じく集團化して社会活動をはじめると、政府はこれに對して、神經過敏にならざるを得なかつた。しかもこれら自度僧の中には仏教の仮面をかぶつた零落した巫祝の徒も入つてゐたようである。

堀一郎氏の見解によると、大化の革新によつて、氏族の土地人民に対する旧秩序が崩れ、氏族の団結力もゆるみ、個人意識も高められてくるが、これを統一する国家意識も十分発達しない空白に乗じ、民間巫祝の徒が横行して、神道的な要素を次第に仏教の面貌に借りつゝ新しい表現様式を以つて民衆に働きかけ、彼等をリーダーとする山野流浪の徒や私墾田開拓の群が、ト占によつて安住の地を求めて移動を開始し、或は乞食を強要し、甚しきは国家に言及し、時政の得失を論じ、天地の災異に結んで不平の徒を妖惑せんと企てるものもあつたようである。

祈雨の法を示した村々の祝部（日本書紀二十四）漢神の崇<sup>はづか</sup>をあらわす巫、（日本靈異記中5）死者の意志を伝えるト者（日本靈異記中16）考父の祭った仏神の崇<sup>たたか</sup>をあらわしたト者（日本書紀二十）など、氏子における巫祝の素朴な姿であろう。

僧尼令の僧侶の社会活動に対する禁止的事項の多いのも、こういう社会的背景を考慮に入れて、制定されたのではないかと考えられる。

浪人盜賊などの集團的活動に対し、政府の取締りが厳重になりつつあったが、この宗教的集團もその中にすぐれた人格的中心ができると、さらに大きな勢力にもり上る可能性があり、政府の警戒心を

刺戟するのも当然であつた。そして行基はそのすぐれた人格的中心をなした人物であった。

行基が活動する以前<sup>(50)</sup> 僧道昭がさかんに「天下に周遊して路傍に井を穿ち、諸の津の膾の處に船を儲け、橋を作る、乃ち山背國の宇治橋は和尚の創造する所のものなり」という。道昭が唐から帰朝して、元興寺の東南の隅に禅院を建てゝ住み、そこで天下商業の人が禅を学んだ。その後十余年間周遊したのであるが、勅請によつてまた禅院にかえつて坐禅すること元の通りであつたという。

元來道昭は帰化人舟氏の末であり、舟氏は舟に關係あつたので造船架橋などの技術も道昭の社會事業活動に十分生かされたものと考えられる。そして道昭が十余年にわたつて宗教的、社會的活動をしたことに対し、政府が之を弾圧したという氣配は全く見られない。

しかるにその道昭に師事し、道昭にしたがつて伝導と社會事業をともにし、その影響を深く受けたと思われる行基が、道昭の死後、（七〇〇）さらに大規模に社會教化と社會事業を行つたとき、前記のようなはげしい言葉でもつて、弾圧が下つた。養老元年（七一七）四月廿三日、行基五十歳のときであつた。

② 行基が果して道昭の弟子であつたかどうかは別として、<sup>(51)</sup> 行基をはじめ私度僧と考える学者もある。行基を弾圧する詔に「小僧行基」とあり、日本靈異記にも沙弥行基と記しており、行基を私度僧であつたと考える説も必しも否定できない。そして道昭が弾圧されず、行基弾圧の一端は、そこについたかも知れないが、しかし弾圧の社會的背景は前述の如くであり、その布教方法が、集團的であつたことにもその因が考えられる。

行基自身の社会的活動における反律令的な行動について、いろいろその動機が論じられている。

井上氏は行基が道昭の死後、自己の行くべき道を考え、豪族の出身で、文化的環境に育った彼が、官僧としての道を歩めば、榮達も期待できることはないが、現前の百姓の生活的苦惱を見、福音の開放を望んでいる状態を直視すると行基の行くべき方向はきまつたと述べており、<sup>(55)</sup> 北山氏はさらにつづこんで、行基は社会の矛盾に身を以って対決し、宗教人としての生き方を深刻に内省し、これまで朝廷や官寺に託した一切の望を断つて民衆とともに生きようとした。それは行基の主觀いからかゝわらず、宗教運動の形態をとつた、権力への抵抗であることを指摘し、<sup>(56)</sup> 川崎氏は、その運動はある意味で農民戦争の萌芽的状態をあらわしていないこともないといふ風に述べている。このような見方においては、行基の行動は律令政府に対して、批判的であり、後年行基が律令政府に登用され、大僧正となつて、大仏建立に協力するようになると、あたかも行基が民衆を捨て、変節したようによる観方も生れてくるのであるが、当時の僧侶の行動を支配する思想的根柢を、余りに今日の社会運動を観る如き立場でみると慎重であるべきで、行基の布教活動の根拠を行基の立脚する宗教的立場から考慮すべきであろう。

これについて<sup>(57)</sup> 北山氏井上氏は行基が出生して間もなく読了した瑜伽論には無量の衆生を教化し、苦を寂滅することが強調され、唯識論には小乘戒と対象的な大乘戒に、菩薩的行動（自分がさとるだけで満足せず衆をもつてさとらせるため積極的に働きかける行為）が重ぜられ、この教えは行基の民間活動に具体化されており「民衆が業を捨てよ」行基のもとに走り集つた勢いに政府は心胆を寒くし、行基の活動に警戒を下した、という風に瑜伽、唯識論に根

拠をおいている。

しかし<sup>(58)</sup> 石田氏の見解によると、梵網經は法相宗の伝来と平行して、早くわが国に齋らされ、瑜伽戒に欠けている人命尊重の精神、教團の自立など梵網經の最も生彩のある部分であることなどから行基は瑜伽戒より梵網經によつていると説いている。

梵網經はいうまでもなく大乗菩薩戒の根本經典として古來最も重んぜられている。経名の梵網とは諸物の機に対し、教を設け病に応じて藥を与えて一も洩らさざることあたかも大梵天王の因陀羅網のようであるところから名づけられた。

梵網經の説くところを律令政府の禁ずるところと比較対照して見ると、

<sup>(59)</sup> 若ち仏子一切疾病の人を見ては、常に應に供養すること仏の如くにして異なることなるべし、八福田の中、看疾病福田はこれ第一の福田なり。と極力疾病者に対する供養を説いている。

これに対して律令政府は、  
方今僧尼たやすく病人の家に向ひ詐つて幻怪の情を繕り……如し重病応に救うべき有らば淨行者を請じ、僧網に經告し、三網連署して期日に赴かしめよ。

と相當に療病行為に圧力を加えている。

次に梵網經に、

若ち仏子好学を以て先づ大乗の威儀經律を學し、広く義味を開解すべし、後の新學の菩薩、百里千里より來りて、大乘經律を求むる有るを見ては、應に如法に為に、一切の苦行を説くべし、若は身を焼き、臂を焼き、指を焼くべし、若し身臂指を焼いて諸仏に供養せんば出家の菩薩に非ず。

と、菩薩の道を求める者には、これに教義を教え、苦行を奨励し

て いる。

これに 対して 律令政府は、

指臂を 焚剝して 歴門仮説 強いて 余物を 乞うことを 禁止して いる。

梵網經は また、

若だ 仏子、 常に 一切衆生を 教化し 僧房を 建立し、 山林園田に 仏塔を 立作せしむべし。 冬夏の 安居、 坐禪の 处所、 一切行道の 处、 皆 応に 之を 立てしむべし、 而も 菩薩は 一切衆生の 為に 大乘經律を 講説すべし。

として、 一切衆生を 教化し、 至るところに 僧房、 仏塔を 立作せよといつて いるが、 これは 行基の 繼内至るところ 道場寺院を 建立して 四十九所に 及んで いることに 相応する もので、 こういう 行動は 勿論 律令に 禁ずるところであった。

また 梵網經には、

若だ 仏子、 常に 大慈悲を 起せよ、 若し 一切の 城邑舍宅に入りて、 一切衆生を見ていへば 常に 唱へて 言ふべし。 汝等衆生 尽く 三帰十戒を 受くべしと、 …… 而も 菩薩は 一切の 処山林川野に入りても 皆 一切衆生をして 菩提心を 発さしむべし。 と、 即ち 城邑舍宅に入りて 一切衆生に 三帰十戒を 説く ように い う て いるが、 律令政府は、 街衢に 零星して 妄りに 罪福を 説き、 歴門仮説することを 禁し、 山林に入りて 独居寂靜を ね ごう者を も 禁じた。

次に 梵網經は、

若だ 仏子 皆 信心を 以て 仏戒を 受けん者の、 若は 国王、 太子、 百官、 四部の弟子 自ら 高貴を 持んで、 仏法の 戒律を 破滅し、 明らかに 制法を作りて、 我が 四部の弟子を 制し、 出家行道することを 聽さず、 統官を 立て、 衆を 制し、 簿を 安んじて 僧を 記せしめ、 菩薩の 比丘は 地に 立ち、 白衣は 高座にして、 広く 非法を行ふこと、 兵奴の

主に 事するが 如くせんや、 而も 菩薩は 正に 一切人の 供養を 受くべし。 而るを 反つて 官の 為に 走使して 非法 非律ならんや。 と 説いて いるが、 この 教義に 従えは 僧尼令そのものが、 いかに 仏典に 違反して、 地上の 権威を 以つて、 明らかに 制法を つくる 四部の弟子を 制するものであり、 出家行道することを ゆる さず、 僧網制度で 僧を 統制し、 僧尼を 国家目的に 走使する ものであるかは 明らかであつて、 行基が この 梵網經に 忠実ならんとすれば 自ら その 行為が 反律令的にならざるを得なかつたのであり、 その 行基が やがて 大仏建立に 協力したのは 大仏造頭の 思想的 基礎には 梵網教學 があつたからで この 点 行基の 行動は 終始 一貫、 何等 変節の あとは ない のである。

まことに 行基の 社会活動は ぎわめて 自由に 布教し 教化し、 道場を

建て、 実践的 利他的で、 この 点 官寺の 仏教とは 対照的である。

この 行基の 自由な 布教活動の 際、

⑥ 道俗化を 繁して 追従する者、 やゝもすれば 手を 以つて 数う。 行くの 处、 和尚の 来ることを 聞きては 巷に 居人無く、 爭い来つて 礼拝す、 器に 随い 誘導きて、 咎に 善に 起かしむ。

とある ように 行基の 行くところ、 そこに 臨時の 宗教的大集団が つくれられ、 行基の 教化を 十分 受けて いない 弟子たちの中には、 浅識 輕智を 以つて 罪福の 因果を 説いて、 都市の 衆民を 託りあざむいて、 遂には 人の 妻子をして 狂信の あまり、 剃髪 刻膚させ、 家出をさせ、 親、 夫を かえり見ない ものを 生ぜしめる ような、 行過ぎた行為を させる ものも 出て 来たことは、 行基に 隨従して いた 僧俗の中には、 いろいろの 素質の 者があつたため であろうと 考えられる。

⑦ 又 京に 近き 左側の 山原に 多人を 聚めて、 妖言して 衆を 惑す、 多きときは 則ち 万人、 少きときは 乃ち 数千、 かくの 如き 徒深く 憲法に 違

えり、若くは更に因循書を為すこと滋甚しからむ、自今以後、更に然らしむること勿れ、という続記天平二年九月廿九日の記事は、直ちにこれを行基の徒と断定する直接の史料もないが、やはり迷信的なことをいって衆民をまどわせるものがいたようである。政府がかゝる徒を強圧する言葉にも「動もすれば仏法を称して」とか「或は偽りて邪説を誦して」とか「詳りて仏法をいうまねして」という風に教説の内容は必しも仏教ではなく、むしろ仏教の仮面をかぶつて、書符を封印し、薬を合せ毒を造つて万方粧を作し、勅禁に違反する者があり、そういう妖詫の書を所蔵するものもあつた。こういうことは梵網經に、「男女を占相し、夢の吉凶、是れ男、是れ女を解し、呪術し、工巧し医の方法を調へ、百種の毒薬、千種の毒薬、蛇毒、生金、銀毒、蟲毒を和合せば、都て慈憫の心なく孝順の心無し」といつて排斥しているところで、仏教の本道ではない。こういうことは行基の仏教ではないが、こういう行動をする僧尼もあつたことが、仏教徒の社会活動に対する強圧の一つの原因となつたことは推定される。

行基の行績面から見るとたゞい稀なすぐれた宗教的人格であるが著書がないため、どんな思想内容をどんな場所で、どんな対象に向つてなされたかは明瞭でないが、「器に随つてみちびいて、こと」といふことに善に趣かしめた」という人物で、日本靈異記にあらわれた、行基の説教の姿を見ると、

⑥「行基大徳、難波の江を掘り開きて、船津を造らしめ、法を説き人を化す」とあり橋を造つたり、掘井を開いたり船津をつくつたりして、そこに集つてくる人達を対象に説教している。その中には數々口も離れた河原の里からきている女人もあつた。その女人のつれて

きた子が行基の説教中哭き讐めて、乳を飲み、食うのにやかましく、聴衆が説教も聞えない。そこで行基はその女人に向つて、その子を淵へ投げ捨てよこいといつた。あくる日も同じ状態であったので、とうとう母親もその通り深い淵に子を捨てたところ、児は水の上に浮び出て、足を踏み、手をもみ、目を大きく見張つて、あゝ娘にさわる。もう三年間食いつぶしてやりたかつたのに」といつた。母は行基にそれを告げると、それはお前が前世でかれから物をかりて返済しなかつたので、今世で子の形になつて債務を取立てようのだという説話である。他の説話もいくつかあるが奇怪なものである。そこに説かれているものは因果の理で、前世に犯した罪はたとい一錢の債を負うて死んでも、現世でのその報を受けるというので、その原理は単純である。しかしこの行基の説話をあらわれている単純な因果の理こそ日本靈異記を貫していいる思想で、そこに活動する自度僧たちの説くものこの思想であり、行基の集團をも含め、当時の民間布教の徒の最も熱心に説いたのもこの因果の理であつたことは、前述の妾に禍福を説くといふ禁令の中にもあらわれている。

⑦善惡の報は影の形に随ふが如く、苦樂の響は谷音に應ずるが如し……善惡の状を呈すに匪れば、何を以て曲執を直くして是非を定めむ、因果の報を示すにあらざれば何に由て惡心を改めて善道を修せむやと靈異記の著者はその目的をはつきりとあらわしている。更に作者は善惡因果経を引いて、

⑧「過去の因を知らむと欲はば、その現在の果を見よ、未來の報を知らむと欲はば、その現在の業を見よ」というはそれこれをいうなりと、はつきりこれを肯定している。たどいそれは無意識になされた過失でも、それに相応した報があるので、やはり同書に、昔ある一人

の比丘があつて山に住み、坐禪していたが、食時毎に飯を分つて鳥に施していた。たまたま食後ウツカリ石を外に投げたところ、その石が鳥に当つて死に、鳥はやがて猪に生れかわった。その猪がたまたま食を求めた際、石がコロコロところがり落ちて、この比丘に當つて比丘は死んだ。無意識になされた罪は無意識のうちに怨を報いられる、というのであるが、本書はさらに現世における罪が現世において直に報いられるという因果応報の倫理に重点をおいている。しかしこういう倫理は律令政府から見ると、妄りに罪福を説き、罪福の因果を巧説し、妄りに禍福を説いて、という風に非難の対象になつてゐるようである。

この靈異記に記されてある因果応報の理などは、儒教的合理主義から見ると全く妖言衆を惑わし妖詛群をなすものと見えたであらう。殊に大宝から養老期にかけて、仏教よりは儒教的な色彩が強く、文武天皇は博く經史に涉り、<sup>(58)</sup> 始めて积奠の礼を行つて儒学の振興を図り、元明天皇は崩御に臨んで<sup>(59)</sup> 「万物の生死有らず」ということなし、これ天地の理なんぞ哀悲すべけん、葬を厚くし、業を破り生を傷ふことは朕甚だ取らず」として、自己の崩後は火葬とし、葬儀の際は天皇以下各本司を守つて平日の如くせよと薄葬に徹しており、

一芸一能に秀でた僧侶は還俗させ、しきりに義士、節婦孝子順孫を旌表し、僧侶も表彰される場合、その智德戒律の高きを以つてなされ、為政者は知性的で、靈異記にあらわれているような因果の理は奇怪で低俗に思われたと考えられる。

それだけに俗耳に入り易く、殊にそれが行基の卓抜した社会事業に結びつくとき、その威力は倍加して發揮されるのである。

⑦ 行基が畿内に建立した四十九院は、摂津十五、和泉十二、山城九、大和七、河内六で、そのうち僧院三十六、尼院十三、これらの

院のなかには社会事業施設の橋、池溝、籠堀、船、布施屋などと結びついて建てられたものが多い。この四十九院が社会事業、宗教教化の機能的中心となり、それはいわゆる「下化衆生」ところの初修苦薩の道場で最澄の<sup>(60)</sup> 一向大乗寺に当るわけである。

この道場で行基は人々のため、熱心に説教し、いわゆる罪福を説いた。人間は善惡の業によつて三世にわたり善惡の報を受けるが、しかし悪報を得てもほとんど善因によつて、解除される。その善因は悔過、読經、祈禱、造寺、造仏其他行基の教えにしたがつて、その事業を助けることで、これによつて説法と労働力が結集され、灌概、交通、開墾等のことが進んだものであろう。

⑧ 摂津の昆陽施院のごときは、無料宿泊所ともいへべき布施屋の外、身うちのない人を収容する悲田院か施藥院のようなものがあり、行基の集団が開墾した百五十町歩の水田が施入されていた。

⑨ また久米田隆池院は久米田、物部田の二池とこれに付随する二池溝を管轄し、天平勝宝元年十一月十三日即ち行基寂後九ヶ月にして作成されたこの院の流記坪付帳によると、この施設によつて灌漑開拓された水田は實に一千余町歩の広大なものであったといふ。

貞觀十八年泉寺は太政官に上表し、

故僧正行基、五畿境内に四十九院を建立せり、泉橋寺も是れ其一つなり、泉州の渡は正に寺門に当り、河水の流れ急にして、橋梁破れ易く、洪水に遭う毎に行路通ぜず、当土の道俗力を合せ、大船二艘、小船一艘を買ひ得て寺家に納入し以て人馬の済度に備う云々

行基の社会施設が大規模で、この老大な社会施設は行基のすぐれた社会教化の結果であり、更にその組織、機構を通じて、ますます

その宗教文化が民間に浸透したことが考えられるので、その影響範

囲の広大なことは、ついに律令政府もこれを認めざるを得なくなつた。

この民間における池溝灌漑による開墾は律令政府の三世一身法、墾田永世私財法等の律令修正によつて認められた形となり、多年行基に随逐して修行していた優婆塞等の出家が許され、更に天平七年以来の疫病の流行による朝廷の要人の相次ぐ病死や、飢饉と相まって律令国家が動搖すると仏教に対する傾斜が急速にすゝみ、天平十五年十月十六日大仏建立の詔が発せられ、その四日後に、

(75) 皇帝紫香楽宮に御す、盧舍那仏の像を造り奉らんが為に始めて寺地を開く、是に於いて行基法師、弟子等を率いて衆庶を勧誘すと七

十六才の行基が大仏造営の費用の勧進に起用された。

これは畿内四九院を建てた行基の手腕に期待されたのである。行基も梵網經に基づく大仏の建立には心から協力ををおしまなかつたであろう。行基はこの後七年にわたつて、都の内外を広く行脚し老嫗に鞭うつて豪族、庶民の間に熱心に説法し、募財をおこなつたと思われるが、その方法はいわゆる知識によつたものである。知識は仏に結ぶため仏事を當み、仏堂仏像など造るとき、田地、労力、錢貨、穀物等を出したりすることをいい、あるいはその目的のための講中、団体などをさす言葉で、大仏建立の發願の動機となつた河内の知識寺などは、そのような知識で建てられたものである。そして行基の四十九院もその宗教的権威による集団である知識によつて建てられたもので、日本靈異記などには、民間において知識を率いて、(76) 仏像を書き、(77) 七重の塔を建てたという記事も非常に多い。また、伊勢の多度の神宮寺の如きは、私度の沙弥法教が伊勢、美濃、尾張志摩等の道俗知識を引導して法堂僧房を建てているが、こういふ知識などは最も宗教的権威を必要とするだけにすぐれた僧侶にと

つてよい布教の場を提供したものと考えられる。

律令国家の官寺仏教が庶民に対して、教義の内容においても教化の場所においても、ほとんど開放されていないようだが、

(78) 「故京の元興寺の村に法会を斎修し、行基大徳を請け奉り、七日法を説く、こゝに道俗みな集いて法を聞く」とあるなど、行基ならばこそと思われる。(80) 肥前の佐賀郡の郡司が安居会を設けて、國師の戒明大徳を請して八十華嚴を講せしめた。その徳衆の中に一人の尼が

かかさず聽講していた。講師がこれを見て呵嘆して言わく「何の尼ぞ濫しく交る」という。尼答えて言わく「仏平等大悲の故に一切衆生の為に正教を流布す、何の故に別に我を制むる」という、「因りて偈を舉して問うに講師解通することを得ず、諸の高名の智者怪みて一向問ひ試む。尼終に屈せず、すなはち聖の化なることを知りて、更めて名を立て、舍利菩薩と号く、道俗帰敬して化主となしき」という記事など、官僧が何をしていたかを示す貴重な資料である。そして行基などは僧俗男女を問わず、開放的に教化しているのに對して、この官僧は尼の曉諭を咎め、却つて尼から「仏平等大悲の故に一切衆生のため云々」と五性各別の奈良仏教に対する批判さえうけている。

## 五、むすび

行基を中心とする社会教化の集団的運動は社会事業を中心として、律令的統制から離反した百姓層を吸收して、非常に活潑な様相を呈したが天平二十一年、行基といふ勝れた指導者を失うと、忽ちそ

の勢力を失ってしまった。もともと当代の民間仏教は、官寺の国家

鎮護的仏教に比して、利己的現世利益の要素が多く、<sup>(61)</sup> 観音菩薩に

「南無、銅錢万貫、白米万石、好き女多、德施せよ」と願つても願

いの叶う宗教であり、呪術性も強く、教理も浅識輕智を以つて罪福

の因果を巧説するといわれる位、貧弱である。<sup>(62)</sup> 「しかも人の妻子

をして剃髪刻膚せしめるとい程狂信的で、妖詫群を成すといわれ

るのも無理ない程迷信的で、また巫乞きを構合し、妄に淫祀を崇ぶと

いう風にシマーマニズムの要素も混合して複雑怪奇なる宗教を形成

したので、律令政府の彈圧も少しも故なしとのみ非難できないので

ある。しかも行基の如きリーダーを失った後の民間仏教は、従来の

ような集団的宗教運動の形態をとらず、社会事業的要素を失つて、

低級な指導者による民間仏教になり下つたが、適當な指導者を得れ

ば広汎な民間信仰の層を形成し、確固たる宗教集団の成立すべき社

会的基盤が醸成されつゝあつたといえる。

この意味において、奈良時代の行基の教化運動は行基の人格的魅力と、養老より天平に至る律令制動搖期の百姓の不安動搖と結びついた宗教運動であったが、それは必ずしも人民による人民の為の自主的教化運動として高く評価できるものではなかつた。しかし日本の社会教育史上においてはとに角特色ある民衆の運動として特筆に値するものと考えていふのでなかろうかと思われる。

# 一

①宇佐川満　社会教育原論　三四P

②碓井正久　社会教育の概念　四三頁（社会教育、教育学テキスト）

講座十四回

③前書　三七P

④前書　近代民衆教育成立過程

⑤森口兼一　社会教育の本質　九七頁（社会教育学、教育学叢書）

## 二

⑥令義解卷一　職員令第二　⑦令義解卷四選叙令第十二

⑧令義解卷四　考課令第十四

⑨令義解卷一　職員令第二　⑩令義解卷四　考課令第十四

⑪令義解卷三　学令第十一

⑫令義解卷四　選敍令第十二

⑬続日本紀　天平二年三月二十七日

⑭続紀　天平宝字元年八月廿三日

⑮類聚三代格卷十五、諸司田事延暦十三年十一月七日

⑯続紀　大宝二年一月一日　⑰全　大宝元四、七

⑯全　大宝元八、八　⑲大宝元六、一　⑳大宝元五、五、十三

㉑公式令第十一　㉒㉓㉔続紀　㉕続紀　㉖続紀　㉗続紀　㉘続紀　㉙続紀

㉚三代実錄　㉛懷風藻　正五位下肥後守道公首名一首

年五十六　五言　秋宴

この節、吉村茂樹国司制の崩壊、桃裕行上代学制の研究、参照

## 三

㉚日本書紀

大化元　癸卯

㉛書紀　天武五、十一、甲申

- (33) 書紀 天武四、十、癸酉  
 想史研究 一〇六頁以下
- (34) 書紀 天武四、二、癸巳  
 (35) 書紀 天武八年十、己酉
- (36) 書紀 天武四、六、乙未  
 (37) 天武四、四、庚寅
- (38) 書紀 持統八年五月  
 (39) 持統三年正月
- (40) 書紀 持統三年七月  
 (41) 持統 六年壬五月
- (42) 令義解卷二 僧尼令第七  
 四
- (43) 統日本紀 (44) 川崎庸之 奈良仏教の成立と崩壊（新日本史大系第二古代社会、飛鳥天平の文化）
- (45) 僧侶は得度と共に其籍は民部省より中務省及治部省に移る、これは斑田収公の事を示す（雜令）
- 得度と同時に「勘籍与度縁」課役免除さる、延喜式に「得度並為不課」とある主計式下
- (46) 統紀 宝龜十、九、十七  
 (47) 神龜元 十、丁亥朔
- (48) 統紀 慶雲三、壬二、廿六日  
 (49) 天平二、九、二九
- 天平三、十一、廿八日
- (50) 堀一郎 日本文化と仏教 一二二九一~一二三一
- (51) 統紀 文武四、三、十  
 (52) 前記書 三〇P  
 (53) 井上薰 行基 三九P
- (54) 井上薰 行基 三四P  
 (55) 北山茂夫 天平文化 二七〇P 岩波講座日本歴史古代三、井上
- (56) 川崎庸之 日本宗教史研究 上代宗教運動の一形態  
 (57) 北山茂夫 天平文化 二七〇P 岩波講座日本歴史古代三、井上
- (58) 家永三郎 上代仏教思  
 六五P)
- (59) 石田瑞磨 行基論（日本古代仏教史の研究行基研究史による  
 六五P）
- (60) 国説一切經律部十二 梵網經解題 三〇七P
- (61) 前記梵網經下巻 三三九P 以下 (62) 統紀 天平二十一、二、二日
- (63) 統紀 天平一、九、廿九 前記北山の天平文化二七七Pにこれ  
 を行基の徒と見、井上之を否定
- (64) 統紀 天平元 四、三日  
 (65) 靈異記上巻序  
 (66) 靈異記上巻第十六
- (67) 全下巻序  
 (68) 統紀 大宝元 四、十四
- (69) 統紀 養老五、十、十三日  
 (70) 続々群書類從第三、行基年譜
- (71) 顯戒論卷上五六三（伝教大師全集卷一）
- (72) 前記行基一九六頁
- (73) 堀一郎 我が国民間信仰史の研究 二二七頁
- (74) 三代実録貞觀十八、三、三
- (75) 統紀 天平十五、十、二十日  
 (76) 日本靈異記上巻第三十五
- (77) 日本靈異記中巻第三十一  
 (78) 伊勢多度神宮寺伽藍緣起資財帳
- (79) 靈異記中巻第二十九  
 (80) 靈異記下巻第十九
- (81) 靈異記上巻第三十一  
 (82) 統紀 宝龜十一、十二、十四
- (83) 北山茂夫 大仏開眼記